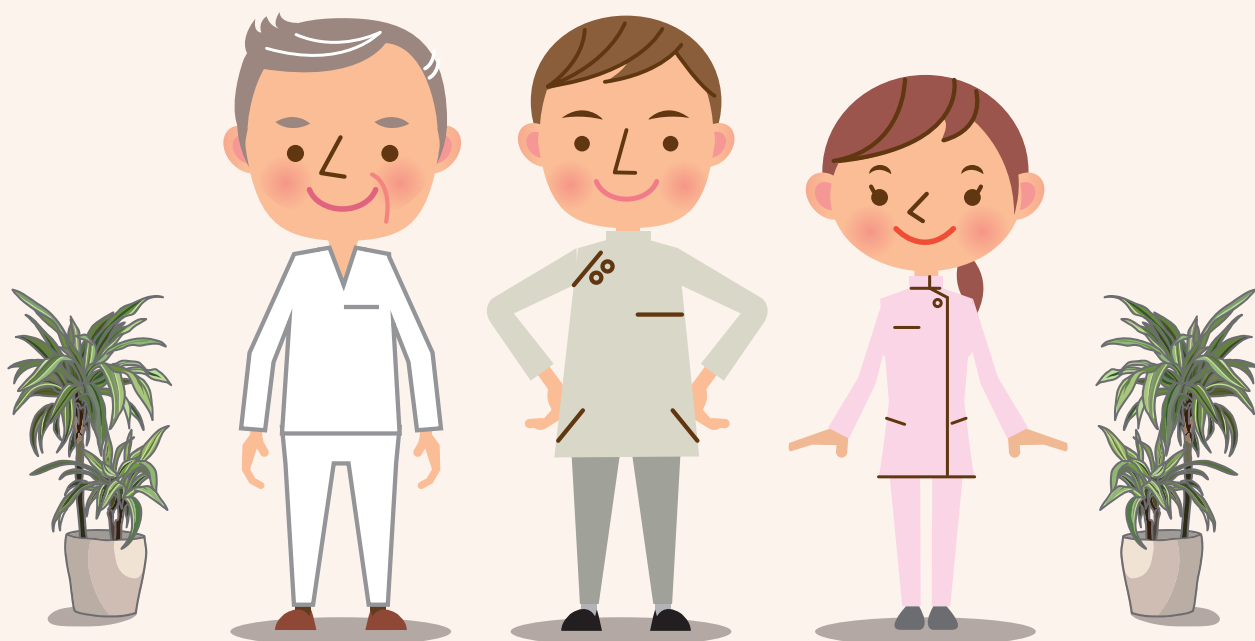


2026年度保険のご案内

協同組合110番補償制度

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険

弁護士費用特約 カスハラに対応する補償が選択できます！



保険期間

2026年6月1日(午後4時)～2027年6月1日(午後4時)
*中途加入もできます。

加入資格

日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員に限ります。
非会員はこの補償制度には加入できません。

この保険は、日本鍼灸マッサージ協同組合が保険契約者となる団体契約です。

代理店・扱者 エル・クリエートシステム株式会社

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

日本鍼灸マッサージ協同組合

募集のご案内



110番補償制度とは

- この補償制度は組合員の先生方が、安心して日常の業務に専念いただけるよう、不慮の施術事故が原因で、患者様の身体に障害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合や、院内施設の不備により法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害に対して保険金をお支払いするものです。
- ご加入は個人単位となりますので、治療院の院長・勤務する先生方それぞれのご加入が必要になります。

この保険に加入できる方の範囲(加入資格)

申込人・記名被保険者は「日本鍼灸マッサージ協同組合」へ会員登録を済ませている方に限ります。
会員とは日本鍼灸マッサージ協同組合 定款 第8条に定められた組合員をさします。

被保険者の範囲について

- 被保険者とは、保険契約により補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。
- 「払込取扱票(加入申込票)」の氏名欄に記名した会員の先生が記名被保険者となります。(過去WEBでお申込みされた場合は、加入内容入力画面の「加入者氏名」欄からご確認ください)
- 記名被保険者である先生の雇用主である法人が自動的に追加被保険者となります。ただし、記名被保険者である先生のほり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に関して、法人が損害を負担する場合があります。

保険制度の概要

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険

業務危険補償

日本国内において被保険者(保険契約により補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う、はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

施設危険補償

被保険者がはり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務を遂行するために所有、使用または管理する加入者証記載の施設もしくは設備、またはその業務の遂行に起因して保険期間中に生じた偶然な事故により、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

被害者治療費等補償

施術所内でのケガにより入院・通院等された被害者への治療費等をお支払いします。(自動セットされます。)

法人追加被保険者補償

記名被保険者の雇用主である法人が追加被保険者となります。ただし、記名被保険者のほり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に関して、追加被保険者が損害を負担する場合があります。(自動セットされます。)

カスハラ対策

弁護士費用オプション

第三者から業務妨害行為等により被害を受けた場合に、被保険者が負担する弁護士費用等をお支払いします。

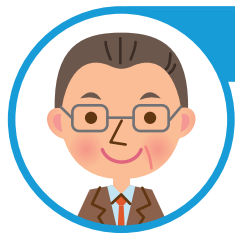
柔道整復師オプション

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において柔道整復業務を遂行することにより、患者の身体に障害が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。



110番補償制度の3つの特徴

ここがおすすめ！



カスタマーハラスメントに対応可能な弁護士費用特約

近年深刻な社会問題となっているカスタマーハラスメント対策。

顧客などからの著しい迷惑行為は年々増え続けております。この迷惑行為の労働者の心身への影響は大きく、心身の不調をきたすことや、仕事を辞めざるをえなくなるなど、様々な悪影響をおよぼす可能性があります。一方で、施術所においてはカスタマーハラスメントへの対策が整っているケースは少なく、課題が多く残っている状態です。

そこで、第三者から業務妨害行為などにより被害を受けた場合に、被保険者が負担する弁護士費用等を本特約にて補償いたします。詳細はP.8~をご確認ください。

2025年度には約30%の方にご加入頂きました！



★ メリット1 ★

ご加入者向け
受付窓口設置

受付窓口で事故内容を事前にヒアリングし、弁護士との相談日程を事前に調整することでスムーズな対応が可能！

★ メリット2 ★

相談先がある
安心感

提携弁護士による対応で安心。どこに相談したらよいかわからない、の不安を解消！

★ メリット3 ★

経済的損失を
圧縮

保険で対応することで突発的な費用の捻出が不要となり、スピーディな対応が可能に！



対象プランは、W10B、S30B、E50Bとなります



高額補償プラン

万一の高額賠償にも十分に備えることが出来るように、支払限度額**3億円**のプランをご用意しています。

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧師の業務での事故は「気胸」「火傷」「残鍼」「骨折」が多く高額賠償のイメージはあまりないと思います。

ただ、施術台から落下し、寝たきり状態や要介護状態になってしまうことも懸念されます。後遺障害の中でも要介護認定を受けた場合は高額な損害賠償請求がなされる可能性も高く、万一への備えが重要となります。

支払限度額は3億円・1億円・3,000万円の3つのパターンからお選びいただけます。



日常生活賠償補償について

2025年度より日常生活賠償プランは切り離し、110番補償制度は業務上の損害賠償に備えた補償内容となっております。

日常生活賠償プランは任意でご加入いただけます(8月1日始期)。

年間保険料と支払限度額

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険

セット名

支払限度額

払込金(年間保険料+経費賦課金)

はり師、きゅう師、 あん摩・マッサージ・ 指圧師 賠償責任保険	業務危険補償 (鍼灸・マッサージ業務に基づく事故)	身体障害 1事故につき
		身体障害 保険期間中
	施設危険補償 (業務施設に基づく事故 ^(*2))	身体障害 1名につき
		身体障害 1事故につき
		財物損壊 1事故につき
		被害者が死亡した場合 被害者1名につき
	被害者治療費等 ^(*3)	被害者が重度後遺障害を被った場合 被害者1名につき
		被害者が入院した場合 被害者1名につき
		被害者が通院した場合 被害者1名につき
	弁護士費用特約	一連の対象事故・保険期間中 100万円

(*1) 上表記載の「年間保険料+経費賦課金」の金額のうち、経費賦課金は一律3,500円、残りが年間保険料となります。

経費賦課金は、本制度の維持・運営のために日本鍼灸マッサージ協同組合が領収します。

保険料の払込方法は、ご加入と同時にその金額を払い込む一時払のみとなります。

(*2) 業務施設に基づく事故については、身体障害・財物損壊それぞれ1事故につき、損害額のうち1,000円は加入者(被保険者)の自己負担(免責金額)となります。

(*3) 1事故・保険期間中につき1,000万円限度



柔道整復師オプション(特約)

セット名		X	Y	Z	
オプション年間保険料		6,650円	5,560円	4,430円	
支払限度額	身体障害	1事故につき	3億円	1億円	3,000万円
		保険期間中	3億円	1億円	3,000万円

* 上記、柔道整復師オプションのセット型は、鍼灸・マッサージ業務に基づく事故の支払限度額と同額以下(1事故・保険期間中とも)のご選択しか出来ませんのでご注意ください。

■支払限度額

この特約によりお支払いする保険金は、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険の鍼灸・マッサージ業務に基づく事故についてお支払いする保険期間中の支払限度額に含まれるものとします。



W10Bがオススメです!

ワイド		スタンダード		エコノミー	
W10B (弁護士費用特約あり)	W20	S30B (弁護士費用特約あり)	S40	E50B (弁護士費用特約あり)	E60
16,980円	11,480円	14,720円	9,220円	12,350円	6,850円
3億円	3億円	1億円	1億円	3,000万円	3,000万円
3億円	3億円	1億円	1億円	3,000万円	3,000万円
3億円	3億円	1億円	1億円	3,000万円	3,000万円
3億円	3億円	1億円	1億円	3,000万円	3,000万円
3,000万円	3,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
○	—	○	—	○	—

弁護士費用オプション(特約)

第三者から業務妨害行為等により被害を受けた場合に、被保険者が負担する以下の費用を対象とする補償です。

<この保険の対象となる費用>

- ①被保険者が被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担することによって被った損害
- ②被保険者が被害に関して法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって被った損害

<想定される事例>

- ・『施術内容がおかしい』等、根拠のない悪評をSNSに書かれる等の業務妨害行為を受けたため、弁護士に法律相談を行った。
- ・骨折に対する施術を行った際に『下手だ』『痛い』等の言いがかりを大声で怒鳴り、居座る等の業務妨害を受け、損害賠償請求手続きを弁護士に委任した。
- ・施術中、根拠のない理由から患者が暴力をふるい、従業員がケガを負ったため、弁護士に法律相談を行った。

(ご注意)この特約は、被保険者側(鍼灸師側)が第三者に被害を与えた場合は対象とはなりません。また、契約の債務不履行(例：患者が施術費を支払わない)による経済的被害事故は対象とはなりません。

お支払例

不慮の施術事故 (業務が原因の賠償)

- 灸治療中誤って火傷をさせてしまった。
- 鍼治療の際に深刺が原因で気胸をおこしてしまった。
- マッサージ治療を行った結果、圧迫が強かったことが原因で大腿骨を骨折させてしまった。

院内設備の不備 (業務施設が原因の賠償)

- 治療院の看板に取付不具合があり、それを放置していたため落下し、駐車中の車両を傷つけた。
- 患者様の衣服が、とびだしていた診療ベッドの留金に引っかかり、破けてしまった。
- 従業員が患者様にぶつかってケガをさせた。

弁護士費用 (業務妨害行為等を受けた際の費用)

- 『施術内容がおかしい』等、根拠のない悪評をSNSに書かれる等の業務妨害行為を受けたため、弁護士に法律相談を行った。

<このお支払い例は一例となります。>

中途加入の場合の保険料・保険(補償)期間

保険期間途中、2027年6月1日までの中途加入ができます。ご加入方法は「新規加入の手続き方法」をご参照のうえ、添付「払込取扱票(加入申込票)」にて下記「補償開始月」の「払込金」を払い込んでください。

【払込金(中途加入保険料+経費賦課金)】

(単位：円)

補償開始月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
W10B	16,980	15,600	14,240	12,860	11,480	10,120	8,740	7,360	6,000	4,870	3,740	2,630
W20	11,480	10,560	9,650	8,740	7,820	6,910	5,990	5,070	4,160	3,500	2,830	2,170
S30B	14,720	13,530	12,360	11,160	9,980	8,800	7,620	6,420	5,240	4,310	3,370	2,440
S40	9,220	8,490	7,780	7,040	6,310	5,590	4,870	4,130	3,410	2,930	2,460	1,980
E50B	12,350	11,360	10,380	9,390	8,400	7,410	6,430	5,440	4,450	3,710	2,980	2,240
E60	6,850	6,320	5,790	5,260	4,730	4,200	3,680	3,150	2,620	2,340	2,060	1,780
(うち経費賦課金)	(3,500)	(3,250)	(3,000)	(2,750)	(2,500)	(2,250)	(2,000)	(1,750)	(1,500)			

↳ 経費賦課金は、上記の表に記載の金額に含まれております。

【柔道整復師オプション保険料】

(単位：円)

補償開始月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
X	6,650	6,100	5,540	4,990	4,430	3,880	3,330	2,770	2,220	1,660	1,110	550
Y	5,560	5,100	4,630	4,170	3,710	3,240	2,780	2,320	1,850	1,390	930	460
Z	4,430	4,060	3,690	3,320	2,950	2,580	2,220	1,850	1,480	1,110	740	370

【ご注意】

◇毎月25日までの申込み・送金分→翌月1日(午前0時)から補償開始となります。

(例)「7月26日」に申込み・送金いただく場合、補償開始は翌々月の「9月1日」となりますので、ご加入されるセット月の9月の「払込金」をご確認のうえ、お手続きください。(W10Bにご加入される場合、12,860円を送金ください。)

なお、経費賦課金は、上記の表に記載の金額に含まれております。



ご加入内容の変更・脱退のお手続

本制度の窓口である「日本鍼灸マッサージ協同組合」までご連絡ください。

日本鍼灸マッサージ協同組合 TEL：03-3358-6363／FAX：03-6380-6032

事故情報に関するご案内

保険会社に通知された事故情報は、日本鍼灸マッサージ協同組合・相談室へ提供いたします。これにより相談室から皆さまへの寄り添ったアドバイスが可能になります。

事故情報の協同組合・相談室への提供をご了解いただけない場合は、本制度にご加入いただけません。

よくあるご質問 Q&A



Q1. 美容鍼灸の施術も補償の対象となりますか？

A. はい、お支払い可能です。

ただし、美容を唯一の目的とする柔道整復行為によって生じた損害賠償責任は補償の対象外です。

Q2. 歩行訓練での事故は対象になりますか。また、屋外でも対象になりますか。

A. 施術ではなく歩行訓練のみが目的の事故は対象になりません。はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の資格の業務の一環として行う場合（施術の前と後の動作確認等）であれば業務の範囲内として対象となります。屋外が全て対象外ではありませんが、遠方へ出向いて歩行訓練だけが主な目的であれば業務の対象外となります。ただし、機能訓練指導員としての業務であれば対象となります。

機能訓練指導員とは？

介護福祉施設や病院で機能訓練を専門的に行うスタッフのことです。施設によって1名以上の配置が義務付けられています。病気やケガ、高齢などの理由で身体に障害を持つ利用者に対して、日常生活を営むために必要な機能を改善、または現状の維持や減退の防止のために訓練を行います。（以下のQ3の※2もご参照ください。）

Q3. 地域支援業務における介護予防事業業務中^(※1)、または、機能訓練指導員^(※2)としての業務中の事故は補償対象となりますか

A. はい、柔道整復師オプションに加入いただかなくても、補償されます。

※1 介護予防事業とは、要支援・要介護状態になることを予防することを目的として自治体が実施する事業であり、介護保険法第115条の45に規定される事業をいいます。

ただし、事業免許を有する介護事業者のみが実施できる事業を除きます。

※2 機能訓練指導員としての業務…指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に規定する業務

補償の内容

1. はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

業務危険補償 (はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款)

●日本国内において被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う、はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

*「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

*「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

追加被保険者補償 (追加被保険者特約)

●記名被保険者の雇用主である法人が追加被保険者となります。ただし、記名被保険者のはり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に関して、追加被保険者が損害を負担する場合があります。

施設危険補償 (施設危険補償特約)

●被保険者がはり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務を遂行するために所有、使用または管理する加入者証記載の施設もしくは設備、またはその業務の遂行に起因して保険期間中に生じた偶然な事故により、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

被害者治療費等 (被害者治療費等補償特約)

●施術所内で事故^(注)が発生し、被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院もしくは通院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担する治療費等に対して保険金をお支払いします。(重度後遺障害とは、政府労災の第1級～第3級に相当する後遺障害をいいます)

(注)はり、きゅう、あん摩・マッサージもしくは指圧の業務に起因する事故は除きます。

柔道整復業務補償特約 (オプション)

●被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において柔道整復業務を遂行することにより、患者の身体の障害が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

弁護士費用特約 (弁護士費用特約) (オプション)

●日本国内における対象事故によって被害(対人、対物、経済的被害)が発生した場合に、

①保険金請求権者(被害を被った被保険者^(注1)。以下同様。)がその被害^(注2)に関する損害賠償請求^(注3)を行った結果、弁護士費用等を負担することによって被った損害に対して、弁護士費用等保険金をお支払いします。

②保険金請求権者がその被害について法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって被った損害に対して、法律相談費用保険金をお支払いします。^(注4)

(注1)この特約における被保険者は、記名被保険者のみをいいます。

(注2)その対人被害または対物被害に対して、法律上の損害賠償請求権を有する場合があります。

その経済的被害に対して法律上の損害賠償請求権を有する、または有すると認められる場合に限り、

(注3)その被害に関する損害賠償請求とは、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求をいいます。

(注4)ただし、対人被害・対物被害は対象事故が発生した日からその日を含めて3年間、経済的被害は対象事故が発見されてからその日を含めて3年間が経過するまでに、その被害に対する法律相談が開始された場合に限り、保険金をお支払いします。

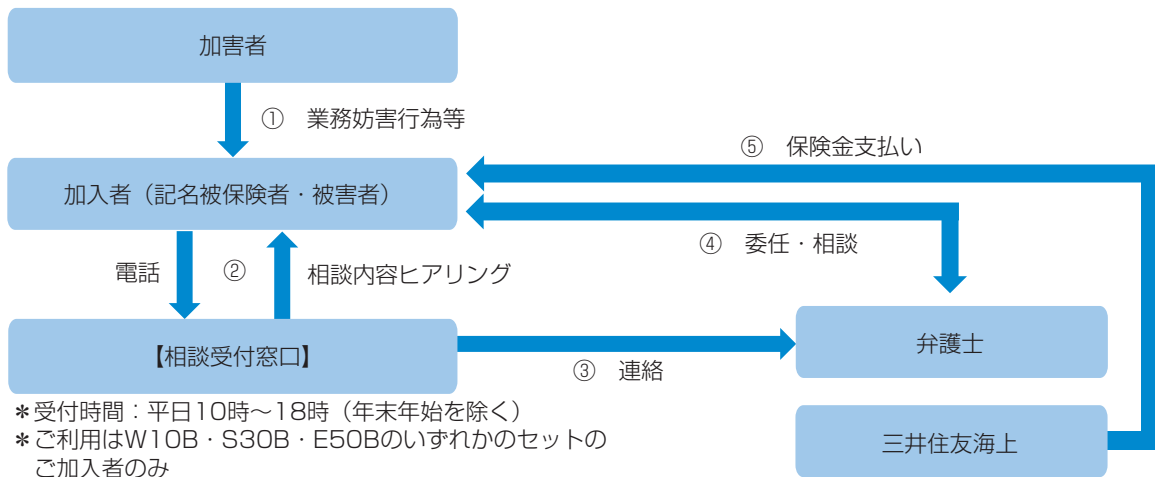
この保険で対象となる対象事故および被害は次に該当するものをいいます。

対象事故	対人被害および対物被害については、保険期間中に日本国内において発生した偶然な事故をいいます。経済的被害については、保険期間中に日本国内において発見 ^(注) された業務妨害等をいいます。 (注)記名被保険者が対象事故を最初に認識(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)した時になされたものとします。
対人被害	次の①から⑤いずれかの者が記名被保険者の業務に従事している間に被った身体の障害をいい、患者の身体障害を含みません。 ①記名被保険者 ②記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用人 ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
対物被害	記名被保険者が業務のために所有、使用または管理する財物の損壊をいいます。
経済的被害	記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいいます。ただし、契約の債務不履行によるものおよび対人被害または対物被害を伴うものを除きます。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

加入者には、普通保険約款、特別約款および特約は配布しておりませんので、必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

【弁護士費用特約 弁護士相談スキーム（イメージ）】



（ご注意）相談受付窓口への連絡方法については、弁護士費用特約ご加入者さまのみに送付する案内をご確認ください。
 弁護士との委任契約の締結にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。また、保険金としてお支払いするのは、引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等および法律相談費用に限ります。
 なお、この特約は、鍼灸師業務時の事故など、被保険者側（鍼灸師側）が第三者に被害を与えた場合は対象となりません。（鍼灸師業務時の事故の場合の弁護士費用等は、鍼灸師賠償責任保険で対象となります。）

(2) お支払いの対象となる損害

<普通保険約款でお支払いの対象となる損害>

①損害賠償金 ^(注)	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

（注）「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、被害者治療費等補償特約の対象となる場合を除き保険金のお支払いの対象とはなりません。

<被害者治療費等補償特約でお支払いの対象となる損害>

●治療費等とは、事故の日から1年以内に被保険者が負担した次の費用をいいます。（現実に支出した通常要する費用に限ります）

- ・入院または通院した場合の治療費用
- ・重度後遺障害を被った場合の治療費用
- ・死亡した場合の葬祭費用
- ・見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用（ただし、社会通念上妥当な額を限度とします）

<弁護士費用特約(オプション)でお支払いの対象となる損害>

保険金の種類	内 容
①弁護士費用等	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用を除きます。 ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬 ^(注1) または行政書士報酬 ^(注2) ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (注1)弁護士報酬、司法書士報酬とは、弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 (注2)行政書士報酬とは、書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
②法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。

弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の合計額は、次の算式によって算出される額^(注)とします。ただし、一連の対象事故および保険期間中につき「年間保険料と支払限度額」のページに記載する金額を限度とします。

弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の合計額	=	弁護士費用等および法律相談費用の合計額
---------------------------	---	---------------------

弁護士費用等および法律相談費用のうち、賠償義務者または賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に既に支払われた金額がある場合は、損害の額からその金額を差し引いて弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金をお支払いします。

(注)引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等および法律相談費用とします。ただし、弁護士費用等保険金は、保険金請求権者が賠償義務者に対する損害賠償請求にあたり支出した費用に限りま。

(3)保険金をお支払いしない主な場合等

<普通保険約款でお支払いしない主な場合-業務危険補償、施設危険補償共通>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損または汚損)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

<はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款でお支払いしない主な場合>

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両(原動力がもっぱら人力であるものを含みます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀(き)損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 業務の結果を保証することによって加重された損害賠償責任
- 被保険者が外科手術を行いまたは薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた損害賠償責任
- 被保険者が、あん摩・マッサージ・指圧師の場合は、医師の同意を得ず脱臼または骨折の患部に施術を行ったことによって生じた損害賠償責任
- 被保険者が業務の遂行につき、所定の資格を有しない場合には、その業務の遂行に起因して加入者が被る損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

<特約でお支払いしない主な場合-施設危険補償特約>

- 施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事によって生じた損害賠償責任
- 航空機、昇降機、自動車(原動機付自転車を含みます。)または施設外における船舶もしくは車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理によって生じた損害賠償責任
- 業務の遂行にあたり発生した、その業務の対象となる者の身体の障害によって生じた損害賠償責任

<特約でお支払いしない主な場合-被害者治療費等補償特約>

次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等

- 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の故意
- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の同居の親族または別居の未婚の子の行為
- 被害者の心神喪失
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
- はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務の遂行にあたり発生した、その業務の対象となる者の身体の障害

<特約でお支払いしない主な場合(柔道整復業務補償特約)>

●はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険の保険金をお支払いしない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①美容を唯一の目的とする柔道整復行為によって生じた損害賠償責任
- ②柔道整復の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ③所定の免許を有しない者が遂行した柔道整復行為によって生じた損害賠償責任
- ④被保険者が、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ずに、脱臼または骨折の患部に施術をすることによって生じた損害賠償責任

<特約でお支払いしない主な場合-弁護士費用特約>

- 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害
 - ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 - ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③被保険者に対する刑の執行
 - ④差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使

●次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合

①密接関係者^(注)

②記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の使用者の業務に従事中的他の使用人

●直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する対人被害または対物被害によって発生した損害

①被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

②被保険者が次のいずれかに該当する状態にある間に発生した事故

ア.被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間

イ.被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

③被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故

④被保険者が、自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車、原動機付自転車、航空機または船舶に搭乗中に、その被保険者自身に発生した事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

⑤大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合を除きます。

⑥石綿もしくは石綿を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性又は石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事故

⑦外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故

⑧電磁波障害に起因する事故

⑨被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑩被保険者に対する外科的手術その他の医療処置

⑪記名被保険者が業務のために所有、使用または管理する財物(以下「業務用財物」といいます。)自体の欠陥。ただし、これにより被保険者が身体障害を被った場合を除きます。

⑫業務用財物の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。)または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等

⑬被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取

⑭騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由

●直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する経済的被害によって発生した損害

①密接関係者^(注)による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為

②密接関係者^(注)の法令違反

③支払不能または破産

④記名被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ

●保険金請求権者が次のいずれかに該当する事由にかかわる弁護士費用等または法律相談費用を負担したことによって生じた損害

①損害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者(共済金の請求が行われる共済契約の共済者を含みます。)に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談

②損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談

●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 等

(注)密接関係者とは、次の①から⑤のいずれかに該当する者をいいます。

①記名被保険者 ②記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関

③記名被保険者が法人以外の団体である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用人

⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。(加入者には、普通保険約款、特別約款および特約は配布しておりませんが、必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。)

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらすすめてください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注2) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(損壊財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用、権利保全行使費用、緊急装置費用、協力費用、争訟費用等の費用が確認できる書類、明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

<被害者治療費等補償保険金について>

保険金のご請求に必要な書類
①治療費等の請求書または見積書等、治療費等の発生を証明する書類
②被害者以外の医師の診断書
③被害者またはその法定相続人の受領証等、治療費等の支払を証明する書類

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

ご契約に際して

■ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

■この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<保険会社破綻時等の取扱い>

○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

○また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

2015年10月1日以降始期契約用

はり師、きゅう師、
あん摩・マッサージ・
指圧師賠償責任保険を
ご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面でははり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。
Webによるお申込みの方はこの書面をダウンロードして保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
はり師、きゅう師、 あん摩・ マッサージ・ 指圧師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 +はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・ 指圧師特別約款 +施設危険補償特約(自動セット) +被害者治療費等補償特約(自動セット) +対象業務に関する特約(自動セット) +追加被保険者特約(自動セット) +柔道整備業務補償特約(任意セット) ^(注) +弁護士費用特約(任意セット) ^(注)

(注)任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で 補償を受けられる方をいいます。)
はり師、きゅう師、 あん摩・ マッサージ・ 指圧師賠償責任保険	加入申込票等 ^(注) の「加入者氏名」欄(Webによらないお申込みの場合には「ご依頼人」欄)に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)Webによるお申込みの場合には、引受保険会社にこのご加入の申込みをするために入力し送信するWeb加入手続きシステム上の加入内容入力画面をいいます。Webによらないお申込みの場合には、引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類(払込取扱票を含みます。)をいいます。いずれも、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

このパンフレットの「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

このパンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

このパンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約はこのパンフレットの「補償の内容」のページをご参照ください。特約の内容の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、表紙にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

このパンフレットの「年間保険料と支払限度額」のページをご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、このパンフレットの「年間保険料と支払限度額」のページにてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

このパンフレットの「ご加入方法」のページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報 ご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項

(告知義務-払込取扱票(加入申込票)の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票等^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)

加入申込票等^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票等^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)Webによるお申込みの場合には、引受保険会社にこのご加入の申込みをするために入力し送信するWeb加入手続きシステム上の加入内容入力画面をいいます。Webによらないお申込みの場合には、引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類(払込取扱票を含みます。)をいいます。いずれも、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入申込票等に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、このパンフレットの「年間保険料と保険金額」のページ記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

このパンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

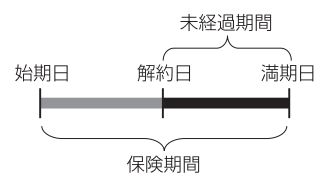
特にご注意ください

保険料は、このパンフレットの「ご加入方法」のページ記載の方法により払い込んでください。このパンフレットの「ご加入方法」のページ記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

このパンフレットの「保険会社破綻時等の取扱い」のページをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

このパンフレットの「契約取扱者の権限」のページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

このパンフレットの「個人情報の取扱い」ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者 エル・クリエートシステム株式会社

千葉県千葉市中央区新宿1-5-8-3B

TEL: 043-248-0622 FAX: 043-246-7926

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808(ナビダイヤル(有料))

【受付時間】平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. お申込時にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 保険契約者および申込人・記名被保険者について

■この保険は日本鍼灸マッサージ協同組合が保険契約者となる団体契約です。

■ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合があります。

申込人	日本鍼灸マッサージ協同組合の定款第8条に定められた組合員に限ります。
記名被保険者	日本鍼灸マッサージ協同組合の定款第8条に定められた組合員に限ります。

(2) 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(3) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高い等、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

2. お申込後にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

■<個人情報の取扱いについて>

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため

②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため

③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため

④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について 引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について 引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

【はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険】

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師業務に起因した身体障害事故を発見した場合、施設に起因した事故が発生した場合等は、あわてず、落ち着いて代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

三井住友海上
へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

【お問い合わせや保険加入のお申込みは】

〈お申込み先〉

日本鍼灸マッサージ協同組合

東京都新宿区四谷3-12-17

TEL : 03-3358-6363 FAX : 03-6380-6032

〈代理店・扱者〉

エル・クリエートシステム株式会社

千葉県千葉市中央区新宿1-5-8-3B TEL : 043-248-0622 FAX : 043-246-7926

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部営業第一課

東京都中央区日本橋3-5-19 TEL : 03-6877-5310